

## 令和8年度 大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金募集要項

### 1 趣旨

本事業は、世界的なトップアスリートのパフォーマンスなどの観戦機会を府民に提供するとともに、スポーツツーリズムを推進し、府内外の交流人口の拡大により、地域社会・経済の活性化を図り、スポーツによる活力あふれる都市をめざすため、予算の定めるところにより、府内で大規模スポーツ大会の開催をめざす団体に対し、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものです。

### 2 補助事業の対象となる大会

次の全ての要件を満たし、国内外から多くの観客・選手が集まり、大阪のスポーツ振興及びスポーツツーリズムの推進、都市ブランドの確立等が期待される大規模スポーツ大会を対象とします。

#### (1) 誘致事業

- ア 事業計画書の提出時点で開催地が決定していない、かつ大阪府内が開催候補地であること。
- イ 国際競技連盟など各競技を統括する国際団体（アジア競技連盟等の地域の統括団体を含む。）が主催又は公認等すること。
- ウ 公益財団法人日本オリンピック委員会の加盟競技団体、公益財団法人日本スポーツ協会の加盟競技団体及び公益財団法人日本パラスポーツ協会の加盟競技団体等、国内統括競技団体（以下「各団体」という。）が主催又は主管等すること。
- エ 観客数 5,000 人以上又は参加国数 5 か国以上が見込まれること。
- オ 交付決定年度中に誘致活動を実施し、翌年度の末日までに開催地が決定すること。
- カ 大会の開催時には、支援大会の開催を通じて、大阪府スポーツ推進計画における基本理念として掲げた3つの視点「する」「みる」「ささえる」各々の活動の促進につながるよう、府と連携したスポーツ振興事業を実施すること。具体例として、アスリートとの交流や競技体験、府民観戦招待や学校単位での観戦企画、ボランティアの参加等。

#### (2) 開催事業

- ア 開催地が大阪府内であること。
- イ 国際競技連盟など各競技を統括する国際団体（アジア競技連盟等の地域の統括団体を含む。）が主催又は公認等すること。
- ウ 各団体が主催又は主管等すること。
- エ 観客数 5,000 人以上又は参加国数 5 か国以上が見込まれること。
- オ 支援大会の開催を通じて、大阪府スポーツ推進計画における基本理念として掲げた3つの視点「する」「みる」「ささえる」各々の活動の促進につながるよう、府と連携したスポーツ振興事業を実施すること。具体例として、アスリートとの交流や競技体験、府民観戦招待や学校単位での観戦企画、ボランティアの参加等。
- カ 大会の開催にあたって、広報配布物や会場装飾等に、府の名義を表示すること（府の名義の素材は府が提供する）。また、大会を通じて府の魅力を発信する取組として、動画や広告の掲出、支援大会に係る写真や動画など素材の提供、取材等、府からの協力依頼に対し、特段の支障がある場合を除き応じること。
- キ 交付決定年度中に大会が開催されること。

※上記オ及びカ(1)誘致事業及び(2)開催事業)を実施しない場合、交付決定を受けても補助の対象とならない場合があります。

### 3 補助事業の対象となる団体

支援大会の誘致活動を行い、開催地決定後に支援大会を開催する次の団体が対象です。

- (1) 各団体
- (2) 大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人(大会組織委員会等)

### 4 補助事業の内容

#### (1) 誘致事業

##### ア 経費の支援

1 大会当たりの補助の金額は、補助対象経費(ただし、補助対象経費から協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内)の2分の1以内、かつ上限400万円となります。

##### イ 補助対象経費及び対象外経費

支援の対象となる経費及び対象外となる経費は以下のとおりです。

##### (ア) 補助対象経費

支援大会の誘致活動に係る事務経費(広報宣伝費、印刷製本費、翻訳費等)、渡航費・宿泊費(誘致活動のために要した経費に限る。)、その他特に必要と認められる経費。ただし、用途が明示された補助金その他の収入を含まないものとします。

##### (イ) 補助対象外経費

- ①被支援団体の責めにより誘致活動が未実施となったことに伴い生じた経費
- ②事業目的に照らし、府の事業として支援することが適当でないと認められる経費(例:接待を対象とする経費、被支援団体役職員の日当、旅行保険料等)
- ③上記渡航費・宿泊費のうち、国際競技連盟が主催する会議への定例的な出席等、誘致活動に直接起因しない経費
- ④府が指名停止措置を行っている事業者への支払経費

##### ウ その他の支援

##### (ア) 大阪府名義の使用

##### (イ) その他

なお、支援を希望する場合は府への協議が必要となります。

#### (2) 開催事業

##### ア 経費の支援

1 大会当たりの補助の金額は、補助対象経費(ただし、補助対象経費から入場料、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した額の範囲内)の2分の1以内、かつ上限3,000万円となります。

##### イ 補助対象経費及び補助対象外経費

支援の対象となる経費及び対象外となる経費は以下のとおりです。

##### (ア) 補助対象経費

支援大会の開催に係る会場関係費(会場借上費、会場設営費及び機材費)、警備・安全対策費(感染症対策費を含む。)、競技運営費、広報宣伝費、その他大会開催に不可欠な経費。ただし、用途が明示された補助金その他の収入に相当する額を含まないものとします。

(1) 補助対象外経費

- ①被支援団体の責めにより支援大会が未実施となったことに伴い生じた経費
- ②事業目的に照らし、府の事業として支援することが適当でない認められる経費(例:賞金、接待を対象とする経費、IF 公認料、被支援団体役職員の日当、旅行保険料等)
- ③パソコン・動画配信サイト利用料、ホームページ更新費、システム導入費、備品購入費等被支援団体の経常的な使用又は利用に係る経費
- ④府が指名停止措置を行っている事業者への支払経費

ウ その他の支援

(ア) 大阪府名義の使用

(イ) 大阪府広報媒体による大会PR

(ウ) その他

なお、支援を希望する場合は府への協議が必要となります。

※支援大会は、後段6の「審査・選考の手続」を経た上で決定されます。

5 申込方法

大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金交付要綱の内容を確実に確認し、申込してください。

(1) 提出書類

ア 申込書(様式第1号の1又は第2号の1)

イ 事業計画書(様式第1号の2又は第2号の2)

ウ 団体概要(様式第1号の3又は第2号の3)

エ 団体概要(組織委員会等の中核団体)(様式第1号の4又は第2号の4)

オ 収支計画書(様式第1号の5又は第2号の5)

※ア～オについて、誘致事業は様式第1号、開催事業は様式第2号を使用すること。

カ スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、当該ガバナンスコード<中央競技団体向け>に係るセルフチェックリスト(ただし、申込団体が大会の開催準備及び運営に関する事業を目的として設立された法人(大会組織委員会等)で、予選大会を含む参加国数が30か国以上又は開催事業費が2億5千万円以上の国際競技大会については、同庁が公表している「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制の在り方に関する指針」(令和5年3月30日)に基づくセルフチェックリスト)

キ その他必要な添付書類

(2) 提出方法

令和8年4月13日(月曜日)17時までに、提出書類一式を本書末尾の連絡先へメールにて、御提出ください。(紙媒体でしかないものは、電子化の上、添付願います。)押印を求める書類は、原本を郵送により、別途御提出ください。

なお、お手数ですが、御提出の際は、お電話にて御一報ください。

(3) 受付期間

令和8年3月30日(月曜日)から令和8年4月13日(月曜日)17時まで(必着)

※申込は一団体につき一大会のみとさせていただきます。ただし、同時期に開催するなど、複数の大会を一体のものとして誘致・開催する場合は一大会とみなし、申込することができます。

※同一大会で、大規模スポーツ大会開催支援事業と同時に申込することはできません。

## 6 審査・選考の手続

### (1) 審査

受付期間終了後、申込団体の適格性や大会の内容について、所定の基準に照らして審査の上、支援することが適正と認められる団体を選定します。

なお、選定の経緯や内容は非公開とします。

※申込団体の適格性に関する審査項目の例

- ・スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況
- ・申込団体の組織体制、活動状況など

※大会の内容に関する審査項目の例

- ・大会意義・規模・内容など
- ・府と連携したスポーツ振興事業の内容
- ・大会の開催による開催自治体への効果
- ・府立施設（府立体育会館、府立門真スポーツセンター、万博記念公園など）の活用

### (2) 審査に必要な資料の提出

審査に当って追加資料の提出、説明及び追加のヒアリング等を行う場合があります。

### (3) 選考及び審査結果の通知

審査の結果は、令和8年5月上旬～中旬を目途に全ての申込団体に対し書面で通知予定です。

支援大会に選定された場合は、交付申請手続等について、別途御案内します。

### (4) 支援大会の公表

選定された支援大会については、原則として、公表させていただく予定です。あらかじめご了承ください。

## 7 その他

(1) 提出された書類等に含まれる個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及びその他関係法令を遵守します。

(2) 申込内容について、審査に先立ち府職員より電話、訪問等で確認する場合があります。

(3) 補助対象の要件を満たす場合でも、審査の結果、不採択若しくは申請予定額から減額した決定となる場合があります。（申込をした全ての事業が採択されるとは限りません。）

(4) この要項に定めるもののほか、本補助金の手続きには、大規模スポーツ大会の誘致、開催等支援事業補助金交付要綱をご参照ください。

## 8 連絡先

〒559-8555 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府府民文化部 文化・スポーツ室 スポーツ振興課 大規模スポーツ大会支援担当

電話:06-6210-9308

メール:[sports-shien@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:sports-shien@gbox.pref.osaka.lg.jp)